下田学区まちづくり協議会会則

第１章　　総　則

（目的）

第１条　下田学区住民の参加・総意・責任により誰もが愛着と誇りをもって、生きいきと安心してして暮らせる地域を創ることを目的とする。

（事業）

第２条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）互いに支え合う地域福祉の実現に関すること。
（２）子どもの健全育成に関すること。
（３）自主防犯および自主防災に関すること。
（４）基本的人権の尊重に関すること。
（５）健康づくりに関すること。
（６）環境および景観の保全に関すること。
（７）地域文化の継承および創出に関すること。
（８）地域の資源を活用し、地域の活性化促進に関すること。
（９）地域課題の解決、地域振興および市民交流に関すること。
(10) 下田まちづくりセンターの管理、運営に関すること。
(11) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると本会が認める事業。
(12) 事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（名称）

第３条　本会は、下田学区まちづくり協議会と称する。

（区域）

第４条　この会の区域は、下田小学校区に属する、下田東区、下田西区、下田南区、下田北区中山区、緑が丘区、大谷区、桐松区、堂の城区の行政区とする。

（事務所）

第５条　本会の事務所は、滋賀県湖南市下田1515番地　下田まちづくりセンターに置く。

第２章　　会　員

（会員の資格）

第６条　本会の会員は、第４条に定める区域に在住、在勤、在学および活動するすべての者が加入資格を有する。

第３章　　役　員

（役員の種別）

第７条　本会に次の役員を置く。

（１）会長	１名
（２）副会長	５名まで
（３）事務局（会計兼務）	２名（まち協１名、センター１名）
（４）評議委員（各区区長）	９名
（５）監事	２名（会長の委嘱による）

（役員の選任）

第８条　役員の選任は次のとおりとする。

（１）会長、副会長および監事は、評議委員および運営委員の中から選任する。

（２）事務局は会長が委嘱する事が出来る。

（役員の職務）

第９条　役員の職務は次のとおりとする。

（１）会長は総会および運営委員会を招集し、会務を統括する。

（２）副会長は①財務、②事業計画・プロジェクト、③事業運営のそれぞれを担当する。また、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

（３）事務局（会計兼務）は本会および指定管理会計の管理を行い、合わせて本会の事務を統括する。

（４）センター長は本会および指定管理業務の運営管理を行う。

（５）評議委員は本会の円滑な運営のために、必要に応じて審議・決議しサポートする。

（６）監事は本会の会計監査を行うとともに、資産の状況を監査する。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。

（１）補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（２）役員は任期満了の後においても、後継者が就任するまではその職務を行う。

第４章　　総　会

（総会の種類）

第11条　本会の総会は通常総会および、会長が必要と認めた場合の臨時総会とする。

（総会の構成）

第12条　総会は評議委員および運営委員をもって構成する。

（総会の機能）

第13条　総会は本会の最高議決機関であって、この会則に定めるもののほか、運営に関する重要な事項を議決する。

（１）事業計画および予算に関すること。

（２）事業報告および決算に関すること。

（３）役員の承認に関すること。

（４）規約の改廃に関すること。

（５）その総会が必要と認める事案がある時。

（総会の開催）

第14条　通常総会は年１回とする。

通常総会がやむを得ない事情で開催出来ない場合は、総会に代わって書面による方式を採用することが出来る。

（総会の招集）

第15条　総会は会長が招集する。

（総会の議長）

第16条　総会の議長は会長がこれにあたる。

（総会の定足数）

第17条　総会は評議委員および運営委員の２分の１以上の出席がなければ開会することが出来ない。

（総会の議決）

第18条　総会の議決は、この会則に定めるもののほか、総会に出席した者の過半数で決し、過半数同数の場合は、議長がこれを決する。

第５章　　評議委員会

（評議委員会の構成）

第19条　評議委員会は、第７条に定める会長以下９区区長までの、監事を除くメンバーによって構成する。

（１）評議委員会の委員長は、会長があたる。

（評議委員会の機能）

第20条　評議委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、総会から総会までの間における本会の議決機関としての任務を果たすものとする。

（１）会則の制定ならびに改正に関し総会に提案すること。

（２）事業報告と決算報告および事業計画と事業予算の承認をすること。

（３）運営委員を総会に推薦すること。
（４）会長、副会長、会計および監事を総会に推薦すること。
（５）センター長及び事務職員の選任に関すること。
（６）総会が止むを得ない事情で開催できない場合は、総会の代替機能を有すること

（評議委員会の招集）
第21条　評議委員会は１回/月の定例会および会長が必要と認めるときに招集する。

（評議委員会の議長）
第22条　評議委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第６章　　運営委員会

（運営委員の選出）
第23条　運営委員は、地域の代表として各行政区から若干名を区長が推薦する。但し会長が認めた場合はこの限りでない。

（運営委員の任期）
第24条　運営委員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。
（１）　補欠により選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（２）　運営委員は、任期満了後の後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

（運営委員会の構成）
第25条　運営委員会は評議委員と、各行政区から選出された運営委員全員によって構成する。

（運営委員会の機能）
第26条　運営委員会は本会の執行機関であって、次の事項を提案し議決された事項を執行する。
（１）　事業報告と決算報告および事業計画と事業予算を評議委員会に提案し議決された議案の執行に関する事項。
（２）　その他、総会および評議委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（運営委員会の招集）
第27号　運営委員会は会長が必要と認める時に招集する。

（議長）
第28号　運営委員会議長は、会長がこれにあたる。

（運営委員会の部会）

第29号　運営委員会に次の部会を置く。

（１）地域福祉・生涯学習部会

・ 高齢者福祉等の活動を行う。

・ 子どもの健全育成活動を行う。

（２）文化部会

・ 文化・芸術・芸能活動を行う。

・ 講演会・研修会等の啓発活動を行う

・イベント開催時に喫食可能な模擬店等を設置する。

（３）体育部会

・ スポーツ活動等を行う。

・ 健康推進活動等を行う。

（４）地域防災・環境部会

・地域防犯・防災・交通安全活動を行う

・部会は部長が必要と認めるとき招集し、議長にあたる。

・ 地域清掃、環境整備活動等を行う。

（各部の役員）

第30条　各部会には、部長・副部長・会計を置く。

（各部会の運営資金）

第31条　各部会の運営予算は評議委員会にて立案し、総会において承認を受ける。

第７章　　会計

（事業計画および予算）

第32条　本会の事業計画および予算は、事務局ならびに運営委員会が提案し、評議委員会の協議を経て総会で議決されなければならない。

（１）前項の規定にかかわらず、予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出を指示することができる。

（事業報告および決算）

第33条　本会の事業報告および決算は会長が事業報告および収支決算書を作成し、監事の監査を受け、年１回総会の承認を受けなければならない。

（経費）

第34条　本会の運営に関する予算は、市交付金、社協交付金、各区負担金、指定管理会計からの繰入金、雑収入金をもって充てる。

（会計年度）

第35条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（剰余金の繰越し）

第36条　本会の年度末における剰余金は、次年度会計に繰越すことが出来る。

（報酬等）

第37条　本会は、役員等の活動に対する対価として報酬等を支給することができる。

（費用弁償）

第38条　役員をはじめ委員等が、各種会議、研修会、並びに講習会等への参加に要する交通費等の費用は、別途定める基準に沿って支給する。

（関係団体への助成金）

第39条　本会の予算の使途は、本会の運営に必要な経費への支出が主であるが、関係団体への助成金としての使途も、総会での承認を受けて支出することができる。

（その他）

第40条　この会則で定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は評議委員会に諮り別に定める。

附則

1.この会則は、平成２１年４月１日から施行する。
2.この会則は、平成２２年４月１日から施行する。
3.この会則は、平成２７年4月１日から施行する。
4.この会則は、平成２８年４月１日から施行する。
5.この会則は、平成２９年４月１日から施行する。
6.この会則は、平成３１年４月１日から施行する。
7.この会則は、令和２年４月１日から施行する。
8.この会則は、令和４年承認決議後から施行する。
9.この会則は、令和８年承認決議後から施行する。